ＢＥＬＳに係る評価料金規程

（目的）
第１条　この規程は、別に定める「ＢＥＬＳ評価業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき株式会社グッド・アイズ建築検査機構（以下「good･eyes」という。）が実施するＢＥＬＳ評価業務に係る評価料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

（評価料金）
第２条　業務規程第１２条に規定する評価料金は、別表１に掲げるとおりとする。

（評価料金の納入）
第３条　申請者は、評価料金を「ＢＥＬＳ評価業務約款」（以下「業務約款」という。）第５条に規定する料金の支払方法により納入する。
２　前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（申請手数料の増額又は減額）
第４条　good･eyesは、評価業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、評価業務手数料を増額又は減額することができる。

（附則）
この規程は平成２６年９月１日より施行する。

制定：平成２６年　９月　１日
改定：平成２８年　４月　１日
改定：平成２８年　６月　１日
改定：平成２９年　８月　１日
改定：平成３０年　７月　９日
改定：令和　３年　４月　１日
改定：令和　７年　４月　１日

別表１
「ＢＥＬＳに係る評価料金」

１）非住宅

建築物の用途が　ホテル等、病院等、集会場等の場合　（延べ面積、カッコ内は税抜き金額、単位：円）

評価手法	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法（注1）
300㎡未満	１６５，０００ (150,000)		８８，０００ (80,000)
300㎡～1,000㎡ 未満	２６４，０００ (240,000)		１６５，０００ (150,000)
1,000㎡～3,000㎡ 未満	３３０，０００ (300,000)		２２０，０００ (200,000)
3,000㎡～5,000㎡ 未満	３９６，０００ (360,000)		２７５，０００ (250,000)
5,000㎡～10,000㎡ 未満	４９５，０００ (450,000)		３０８，０００ (280,000)
10,000㎡～15,000㎡ 未満	５５０，０００ (500,000)		３６３，０００ (330,000)
15,000㎡～20,000㎡ 未満	６０５，０００ (550,000)		４１８，０００ (380,000)
20,000㎡以上	別途見積		別途見積

建築物の用途が　上記以外の場合　（延べ面積、カッコ内は税抜き金額、単位：円）

評価手法	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法（注1）
300㎡未満	１３２，０００ (120,000)		７１，５００ (65,000)
300㎡～1,000㎡ 未満	１９８，０００ (180,000)		１３２，０００ (120,000)
1,000㎡～3,000㎡ 未満	２６４，０００ (240,000)		１７６，０００ (160,000)
3,000㎡～5,000㎡ 未満	３３０，０００ (300,000)		２２０，０００ (200,000)
5,000㎡～10,000㎡ 未満	３９６，０００ (360,000)		２４２，０００ (220,000)
10,000㎡～15,000㎡ 未満	４４０，０００ (400,000)		２９７，０００ (270,000)
15,000㎡～20,000㎡ 未満	４９５，０００ (450,000)		３３０，０００ (300,000)
20,000㎡以上	別途見積		別途見積

注1　モデル建物法で複数モデルを適用する場合は、1モデル追加毎に上記料金の10%を加算する

※建築物用途が複数の用途となる場合は、別途見積とする。
※既存建築物において改修前後の評価を希望する場合は、別途見積とする。
※変更申請の評価料金は、変更の内容に応じて別途見積とする。
※評価書を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、１通につき５，５００円（税込）とする。
※シール及びプレート、電子データでの交付を希望する場合は別途見積とする。

２）住宅

(1) 一戸建ての住宅

（延べ面積、カッコ内は税抜き金額、単位：円）

延べ面積	単独申請	性能評価等と併願申請 (注2)
100㎡未満	４４，０００ (40,000)	３３，０００ (30,000)
100㎡～300㎡未満	５５，０００ (50,000)	３８，５００ (35,000)
300㎡～500㎡未満	８８，０００ (80,000)	６０，５００ (55,000)
500㎡～1,000㎡未満	１１０，０００ (100,000)	８８，０００ (80,000)

※一戸建ての住宅とは専用住宅のみを対象とする。

(2) 共同住宅等

（延べ面積、カッコ内は税抜き金額、単位：円）

審査条件	単独申請	性能評価等と併願申請 (注2)
一戸建て併用住宅	７１，５００ (65,000)	－
30戸以下	１１０，０００（100,000） ＋３，３００（3,000）×戸数 【共用部】＋８８，０００（80,000）	６６，０００（60,000） ＋２，７５０（2,500）×戸数 【共用部】＋８８，０００（80,000）
100戸以下	１１０，０００（100,000） ＋２，７５０（2,500）×戸数 【共用部】＋１１０，０００（100,000）	

※共同住宅等において、１住戸のみ申請の場合は一戸建ての住宅の料金とする。

※建築物用途が複数の用途となる場合は、別途見積とする。
※既存建築物において改修前後の評価を希望する場合は、別途見積とする。
※変更申請の評価料金は、変更の内容に応じて別途見積とする。
※評価書を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、１通につき５，５００円（税込）とする。
※シール及びプレート、電子データでの交付を希望する場合は別途見積とする。

注2 「性能評価等」とは、以下のいずれかの申請により性能に関する審査が省略できる場合に限り適用
（別途good･eyesに依頼がされた場合に限る）
設計住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素建築物

３）住宅・非住宅複合建築物

※１）及び２）の評価単位の面積に応じて適用とする。